

(設立の趣旨)

第1条 団塊の世代の地域回帰を契機として、区民の誰もが自らの知識や経験を活かすことができる支えあいの地域社会のしくみを区民・企業・NPOなどの協働により創造し、誰もが生涯を通じて主体的で豊かな世田谷での暮らしを実現するための事業を推進する協議の場として、せたがや生涯現役ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設立する。

(目的)

第2条 ネットワークは、中高年世代に対する地域活動を取り入れたライフスタイルの提案や、中高年世代の地域活動への参加促進と活動機会の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、地域の活動団体、区民、企業及び教育機関等に対し、以下に掲げる事業を実施する。

- (1)生涯現役の推進に対する理解の促進・啓発に関すること
- (2)地域活動・地域福祉への参画の推進に関すること

(会員)

第4条 ネットワークの会員(以下「会員」という。)は、入会にあたり、ネットワークの趣旨及び会則に賛同し参加を表明した個人(以下「個人会員」という。)又は団体(以下「団体会員」という。)とする。ただし、暴力団及びその構成員、またはその統制下にある個人、団体を除く。

- 2 入会を希望する個人または団体は、入会時に氏名または団体名、連絡先、活動概要、ネットワークの趣旨に賛同する旨を記した入会届を提出する。
- 3 個人会員は本人が議決権を持つものとする。
- 4 団体会員に関しては、以下に掲げるいずれかの分類に属することを条件とし、団体会員の代表者又は団体会員の推薦する者(以下「団体代表者」とする。)1名が議決権を持つものとする。  
なお、複数の団体に所属する者が、2団体以上の団体代表者となることはできない。

- (1)世田谷区の企業、事業所を多く総括する団体
- (2)中高年世代の創業支援・就労支援・雇用促進を推進する機関・団体
- (3)中高年世代の福祉増進や介護予防、健康づくりのための活動、地域活動を行う機関・団体
- (4)中高年世代を対象とした文化活動や環境の保全・創造、まちづくり、生涯学習、スポーツ等の活動を支援する大学、事業者、団体
- (5)世田谷区における中高年世代の暮らしの提案・支援や地域ブランドに関する情報提供等を行う団体、企業、メディア等
- (6)その他、ネットワークの趣旨に賛同し参加を表明した団体

- 5 入会届は、会員より退会の申し出があった場合、または会員が会員資格を喪失した場合には、破棄または返却するものとする。

(組織及び運営体制)

第5条 ネットワークに、総会において選任した会長、副会長、世話人、会計監査を置く。

- 2 世話人は、4名以上とし、議決権を持つ者(以下「委員」という。)のなかから公募し、現在の世話人会が推薦するものとする。
- 3 世話人で構成される世話人会は、総会の決定により、具体的な企画・立案・事業実施を行う。
- 4 世話人の任期は2年間とし、再任は原則2期までとする。ただし、現在の世話人会の推薦があった場合は、4期までの再任を妨げないこととする。
- 5 世話人の欠員補充は、総会の承認により行い、欠員者の任期を引き継ぐ。
- 6 世話人代表・副代表・会計担当は1名とし、世話人の互選により、代表・副代表・会計担当を1名ずつ選任する。世話人代表は会長を、副代表は副会長を兼務する。
- 7 会計担当は、会計簿等を備え、収入支出の状況を整理し、会計年度末に会計報告を行う。
- 8 会計監査は2名とし、会計年度末に監査を行う。なお、任期は2年間とし、再任は2期までとする。

(総会・全体会)

第6条 ネットワークの年度を毎年4月より翌年3月までとし、年度当初に総会を開催し、世話人、会計担当並びに会計監査の選任、会計に関する決議を行う。

- 2 総会は、委員の出席者および議決委任の過半数により成立する。
- 3 総会における議決権は、委員のみが持つものとする。
- 4 緊急の課題について審議する場合には、臨時総会を開くことができる。
- 5 ネットワークの会員相互の交流、情報交換及び意見交換を行う全体会を、必要に応じて開催する。

(プロジェクト)

第7条 会員は、第2条に規定するネットワークの目的を実現するため、生涯現役の社会づくりを推進し、広く区民に呼びかけるプロジェクトを提案・実施することができる。

- 2 プロジェクトは、ネットワークに加入している2団体会員以上が共催・協力・連携等により実施する事業又は団体会員が単独で実施する事業とする。ただし、団体会員が単独でプロジェクトを実施する場合には以下に掲げる条件を満たさなければならない。
  - (1) 内容が社会貢献にふさわしいものであること。
  - (2) 収益を目的にしないこと。
  - (3) 団体の経常的な活動ではないこと。
- 3 プロジェクト支援金額及び件数は別途世話人会が定める。
- 4 同一団体、同一テーマでのプロジェクトの応募は3年を上限とし、3年を超えるプロジェクトについては別途世話人会で協議する。
- 5 プロジェクトの実施希望団体は、計画案を原則としてプロジェクト実施前年度の2月又は実施年度の7月までに世話人会に提出する。
- 6 世話人会でのプロジェクト承認をもって、プロジェクトの構成員が推薦する者が「プロジェクトリーダー」となる。

- 7 プロジェクトの実施に先立ち、会員にプロジェクトの参加募集をすることができる。
- 8 プロジェクトに関するすべての権限及び責任は、プロジェクトの構成員に帰するものとする。
- 9 プロジェクトリーダーは、世話人会にてプロジェクトの進行状況報告を行い、総会にて成果報告を行うこととする。

#### (世話人会)

第8条 世話会は、世話人の出席者数および議決委任状の合計が、過半数により成立する。

2 世話会は、第5条に掲げるもののほか、以下の事務を行う。

- (1) 第4条に規定する新規入会希望者の受付及び承認
- (2) 第6条に規定する臨時総会の招集
- (3) 第7条に規定するプロジェクトの承認及び提案内容に関する必要な助言

#### (会費)

第9条 ネットワークの年会費は、以下の通りとする。

- (1) 団体会員 2,000円
  - (2) 個人会員 1,000円
- 2 会計年度は、毎年4月から翌年の3月までとする。
- 3 会費は、総会、全体会、プロジェクト支援費および世話会の運営経費等に充てる。

#### (事務局)

第10条 事務局は、総会等の記録及び入会届等の資料の保存等の事務を行う。なお、当面、事務局を世田谷区に置くこととする。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員は、次に挙げる行為を行い、世話人会から活動内容改善の勧告を受けてもこれに従わなかった場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 第2条に規定するネットワークの目的に則さない活動
  - (2) 法令に反する活動
  - (3) 宗教の教義、政治上の主義を広める活動
  - (4) 営利を目的とした活動。ただし、第2条に規定するネットワークの目的に則した活動で、ネットワークの利益に資するものを除く。
  - (5) 特定の個人、又は団体を誹謗中傷する活動
- 2 会員は、2年の間、ネットワークの総会、全体会、プロジェクト等に参加せず、かつ会員資格の継続申請を行わなかった場合、会員の資格を喪失する。
- 3 会員は、前年度の年会費を納めなかった場合、会員の資格を喪失する。

#### (会則の変更)

第12条 本会則の変更については、委員の出席者及び議決委任の過半数により決定する。

## 附則

本会則は、平成19年5月28日より効力を発する

平成20年6月23日、会則一部改正

平成21年4月23日、会則全面改正

平成23年4月28日、会則一部改正

平成25年5月27日、会則一部改正

平成26年5月28日、会則一部改正

平成27年5月27日、会則一部改正

平成28年4月 5日、会則一部改正

平成28年9月20日、会則一部改正

平成29年9月20日、会則一部改正